

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

2017.5.22 作成

大阪府立豊島高等学校
2017年5月22日 作成

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮った上で、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

1. 推薦者の選考対象

下記の4項目すべてに合致する者が応募することができる。

【推薦対象となるのは、高等学校卒業後2年以内の者までとし、選考の際に考慮する就学の期間は、高等学校等在学者については1年生から2年生まで（既卒者は3年生まで）を基本とし各高等学校等の実情に応じて、3年生時の状況を選考に加味することができる。】

（1）人物について

以下に該当すること。

進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある。

（2）健康について

以下のいずれかに該当すること

① 定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる。

② 心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる。

（3）学力及び資質について

以下の①、②、③のすべてに該当する。（社会的養護を必要とする生徒等は③に該当すること）

① 評定平均値3.5以上の教科が1つ以上ある。

（現3年生は、2年学年末までの成績。既卒者は、3年生卒業時の成績）

② ア～エのいずれかに該当する。

ア；部活動に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。

イ；学校行事等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。

ウ；生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる。

エ；ボランティア、地域活動等の課外活動に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。

③ 進学先での学修に対する意欲が認められる。

(4) 家計について

2017.5.22 作成

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当する）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ① 市区町村民税所得割を課されていないこと
（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ② 生活保護を受給していること
（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 以下（注）の施設等に入所していること
（生徒等が18歳時点で入所等していた又はしていることが見込まれること）

（注）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等していること
（生徒等が18歳時点で入所等していた又はしていることが見込まれる）生徒等をいう。

- ① 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）
- ② 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ③ 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者
（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ⑤ 小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者
（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ⑥ 里親（同法第6条の4に規定する者）

2. 推薦枠

13名（今年度実績）

（推薦枠の人数は、各高等学校卒業生等の第一種及び第二種奨学金の新規貸与者の内、
非課税世帯相当と見込まれている者の数の過去3年分の実績を基に配分される）

（ただし、社会的養護を必要とする生徒等については、
機構が示す人数枠に関わらず推薦することができる）

3. 選考方法

上記、選考対象の全ての項目に合致する生徒の内、

- ① 提出された書類
- ② 「進学の意欲や目的、進学後の人生設計を確認する」レポート（800字以内）
- ③ 個人面談（15分程度）

により、管理職（校長・教頭）、3年学年主任 前年度3年学年主任、
進路指導部長 進路指導部奨学金係で組織する「給付奨学生採用候補者選考委員会」
を開催し、決定する。

委員会において、

「提出された書類」「レポート」「個人面談」の結果を踏まえ、選考対象者の中から学力・資質状況と家計を総合的に勘案して選考する。

その際、本奨学金の目的を踏まえ、生徒の生活背景や経済状況を所得や家庭環境から可能な限り把握し、社会的養護及び社会的支援を必要とする生徒を遺漏なく推薦するものとする。

合わせて、進学に対して意欲と能力のある生徒を推薦するものとする。